

○総務省告示第三百四十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

第1中「。電波法施行規則」を削る。